

大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程を公布する。
令和3年4月1日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第23号

大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団運営協議会規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(役員) 第3条 (略) (1)～(3) (略) (4) 幹事 <u>5人以内</u> 2 (略) 3 副議長兼ブロック長、ブロック長及び幹事は、委員の互選による。	(役員) 第3条 (略) (1)～(3) (略) (4) 幹事 <u>10人</u> 2 (略) 3 副議長兼ブロック長、ブロック長及び幹事は、委員の互選による。 <u>ただし、規約別表第2に掲げる地方公共団体の委員を除く。</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。